

第1分科会

10/3 木

会場：JRホテルクレメント徳島「クレメントホール」

## 取調べ立会いが刑事司法を変える

～弁護人の援助を受ける権利の確立を～

### 1 ガラパゴス刑事司法に 海外から強い非難が!

長期の身体拘束の事件を通じ、日本のガラパゴス刑事司法は各国から強い非難を受けています。

### 2 犯罪捜査では、被疑者の 長期間にわたる身体拘束が常態化!

「99.941%」「95.089%」

何の数字でしょうか。

前者は逮捕状請求の許可率。後者は勾留請求の許可率。

犯罪の嫌疑をかけられ逮捕された人は、証拠隠滅のおそれ・逃亡のおそれがあることを理由に、家に帰れません。仕事や学校に行くこともできません。家族に連絡をすることも難しい。そこで10日間も勾留(延長されたら最大23日間、別件逮捕があると更に延長)されたらどうなるでしょうか。普通の生活は維持できず、仕事を失うこともあります。それが当たり前のようになります。起訴されるまで保釈の制度がないのです。

あなたやあなたの大切な人がこんな目にあったらどう思われますか。悪いことをしたから仕方ない……のでしょうか。証拠隠滅のおそれや逃亡のおそれがあわずかでもあるなら、仕がない……のでしょうか。弁護人の援助を受けてきちんと捜査に応じるから、家に帰して欲しい・仕事に行かせて欲しい……ではありませんか。まして、えん罪の場合は、身の潔白を晴らす方法がほとんどない状態は、最悪です。弁護人の援助を受けて、嫌疑を晴らすのは、当然の権利ではないでしょうか。

### 3 被疑者の取調べに なぜ弁護人は立会いができないのか!

「0%」

何の数字でしょうか。我々の知る限り、逮捕・勾留されて取調べを受けている被疑者に弁護人が立会いしている割合は、ゼロです。

初めて逮捕をされると、まるで言葉も分からぬ世界に放り込まれた感じがして、何を話せばよいのかも分からぬという経験をします。そんなとき、自分の隣に味方となる専門家がいると、どれほど安心できるでしょうか。これが弁護人の援助を受ける権利というものです。しかし、それがまったく許されていないのが日本の現状です。

### 4 今こそ、弁護人の援助を受ける権利の 確立を!

捜査機関は被疑者を逮捕・勾留し、取調べをすることによって、犯罪の嫌疑を認めさせようとします。裁判所も逮捕・勾留を簡単に認める傾向があります。長期間勾留しなければ、犯罪捜査はできないのでしょうか。被疑者の取調べに弁護人を立ち会わせてしまうと、

取調べはできないのでしょうか。被疑者には捜査中、どのような証拠があるのか開示されず、被疑者に有利な証拠があるかどうかも説明されません。

捜査機関は、逮捕・勾留を利用して、取調べに弁護人が立会いすることも拒否し、まったく密室の中で自白調書を獲得することに躍起となります。その上、被疑者は警察官の立会いなく弁護人と秘密に接見する、接見交通権があるはずですが、それを捜査機関が妨害する例は後を絶ちません。

なぜ被疑者の人権がないがしろにされるのでしょうか。なぜ捜査機関がこれほど有利に手続を進められるのでしょうか。このようなやり方は、先進国の中でも日本だけです。日本の刑事司法は、ガラパゴス状態にあると言われています。

今こそ、すべての弁護人は、被疑者の弁護人の援助を受ける権利の確立を目指す活動を担わなければなりません。

### 5 第1分科会のテーマはこれだ!

第1分科会は、①取調べにおける弁護人の援助を受ける権利の保障(取調べに先立って弁護人の助言を受ける権利の確立、取調べにおける弁護人立会権の確立など)、②取調べの可視化(取調べ全過程の録音・録画)の全事件への拡大、③身体拘束制度の改革(勾留質問における弁護人立会権の確立、起訴前保釈の制度化など)、④捜査段階を含む証拠開示制度の拡充など、有意義かつ刺激的に問題を提起し、実践的な議論・行動提起をします。

また、取調べにおける弁護人の立会い等に関する豊富な海外調査の成果を報告します。身体拘束期間や保釈制度、弁護人の立会権などの弁護人の援助を受ける権利について、海外の先進的な制度や運用を学び、日本に導入して弁護人の援助を受ける権利の確立を目指しましょう。

さらに、学者や第一線で活躍する弁護人、熱意ある若手弁護人等によるパネルディスカッションを行い、弁護実践や今後に向けての取組などを報告し、これから「弁護人の援助を受ける権利」のあるべき姿を提言します。

### 6 是非ご参加ください!

現状は変えられます。1978年から2007年まで30年間、勾留請求却下率は1%以下でした。その後、徐々に数値が上昇し、2017年に勾留請求却下率が4.911%になったことは、ここ10年間の成果でもあります。

しかし、まだまだ不十分です。

日本の刑事司法をさらに人権の保障される制度に変えるために、弁護士は奮闘しましょう。その第一歩はこの人権擁護大会シンポジウムです。

多くの方の参加をお待ちしています。